

役員報酬の制度設計・導入支援

東京証券取引所「コーポレートガバナンス・コード」(CGコード) 補充原則4-2①は、経営陣の報酬のあり方について、「取締役会は、経営陣の報酬が持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして機能するよう、客観性・透明性ある手続に従い、報酬制度を設計し、具体的な報酬額を決定すべきである。その際、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合を適切に設定すべきである。」としており、近時、上場会社において、役員に対する報酬制度の在り方や、株式報酬制度の導入に対する関心が高まっています。

また、CGコードの補充原則4-10①は、「経営陣幹部・取締役の指名・報酬などに係る取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任を強化するため、取締役会の下に独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することにより、指名・報酬などの特に重要な事項に関する検討に当たり独立社外取締役の適切な関与・助言を得るべきである。」としており、新たに任意の報酬委員会を設置する上場企業も増えています。

企業の実情に合致した適切な役員報酬制度は、役員に対するインセンティブが十分に機能することで、企業の持続的な成長・発展、ひいてはガバナンスの強化に繋がることから、企業にとっては無視することのできない重要な課題の一つであるといえます。

加えて、報酬制度という点では、2017年法人税法改正により役員報酬について会社として損金算入するための要件に変更があったことや2019年に企業内容等の開示に関する内閣府令の改正がされ、役員報酬について有価証券報告書への記載が詳細化したこと、また役員報酬に関する企業不祥事の発生等により、多くの上場企業にとって現在会社で導入している役員報酬制度の再検討や報酬の開示方法の見直しが課題となっています。

プロアクト法律事務所では、このような役員報酬制度の検討・見直し、株式報酬制度等新たな報酬制度の導入、報酬委員会の設置に取り組もうとする会社に対し、以下のサービスメニューを用意しています。

具体的なサービス

1. 既存の報酬制度の見直し・新たな報酬制度導入の支援

御社の報酬制度の内容や位置付けを把握し、御社にとって最も適した報酬制度をご提案させていただきます。その後、新たな報酬制度の導入に向けて、必要な意思決定手続の検討、報酬ポリシーの策定、証券取引所の開示書類・株主総会議案作成、社内規程の作成・整備、財務局対応、導入後の制度運営に関する助言等を行い、導入まで一貫してサポートを行います。

2. 有価証券報告書やコーポレートガバナンス報告書等への記載指導

当事務所は、報酬制度を導入・変更した後の有価証券報告書への記載への影響の検討や記載指導、コーポレートガバナンス報告書の記載を「explain」項目から「comply」項目に変えるための助言、あるいはより説得的な「explain」項目とするための助言をいたします

3. 任意の報酬委員会設置の支援

報酬委員会の設置に必要な意思決定手続の検討、規程類の策定、委員会で定める報酬ポリシーの策定、開示書類の作成、導入後の制度運営に関する助言等の支援をいたします。

➤ 期間は3～6か月程度、費用は月額制が原則となります。

<お問合せ・ご連絡先>

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 5-12-13

ザイマックス神谷町ビル 7階 プロアクト法律事務所

TEL 03-5733-0133 / FAX 03-5733-0132

<http://proactlaw.jp/>